

東京農工大学学寮規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (光熱水料等の経費の負担) 第13条 寮生が私生活のために使用する光熱水料等の経費は、寮生の負担とする。ただし、櫛寮及び桜寮に係る本経費は、<u>各居室で使用した分</u>とする。 2 (略)</p>	<p>本則 (光熱水料等の経費の負担) 第13条 寮生が私生活のために使用する光熱水料等の経費は、寮生の負担とする。ただし、櫛寮及び桜寮に係る本経費は、<u>共益費に含めるもの</u>とする。 2 (略)</p>	

附 則 (令和2年度4月1日教規程第1号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。